定期考査問題関係文書不存在非公開決定審査請求事案（番号11）

|  |  |
| --- | --- |
| 　審査会の結論 | 諮問実施機関（大阪府教育委員会）の判断は妥当である。 |
| 行政文書公開請求 | 請求日 | 令和元年10月25日 |
| 請求内容 | １．府立○○高校での定期考査問題がどのような基準・内容で作成されるのかを定めた文書。２．別添の文書（省略）にあるように、「現状では保護者への説明が困難であるので作成されないように」とする根拠がわかる文書。３．別添の文書（省略）にあるように、「作成をお願いできない場合は教科に作成をお願いせざるを得ない」とする根拠がわかる文書。４．別添の文書（省略）は、校長が業務に関連するものとして公に作成したものであるから、公文書であるため、この原本および組織での意思決定が行われた経緯が分かる文書を請求する。なお、別添（省略）の文書は、府立○○高校校長が作成した文書である。 |
| 実施機関の決定 | １　令和元年11月６日付け教高第3154号による不存在非公開決定。【公開請求に係る行政文書を管理していない理由】作成していないため、管理していない。【備考】本決定は請求内容の「１」、「２」、「３」及び「４」のうち「組織での意思決定が行われた経緯が分かる文書」に係る文書２　令和元年11月６日付け教高第3154号による公開決定。【公開することと決定した行政文書の名称】別添の文書（省略）の原本【備考】本決定は請求内容の「４」のうち「この原本」に係る文書 |
| 審査請求書 | 請求日 | 令和元年11月18日 |
| 趣旨 | 処分の取消しを求める。他の該当文書の公開を求める。 |
| 理由 | １．府立○○高校での定期考査問題がどのような基準・内容で作成されるのかを定めた文書について、請求別紙（省略）によれば校長が問題作成者に対して定期考査問題の内容変更を強要しており、当該行為によって問題作成者および生徒が混乱したことは明らかである。正当な根拠もなくこのような強要を行うことは裁量権の逸脱であり、不当であると考えられることから、当然、定期考査問題がどのような基準・内容で定めた文書が存在することは明白であり、校長はそれに従ってそのような指示を行ったものである。２．「現状では保護者への説明が困難であるので作成されないように」とする根拠がわかる文書について、そもそも考査問題について事前に校長が検閲をして再作成させる行為は、当該学校でその他に同様の検閲・再作成を行っていない限りは特定の教職員に対するパワーハラスメントにあたることが明白であり、保護者への説明についても当該学校でその他に同様の説明を行っていない限りは同様に特定の教職員に対するパワーハラスメントにあたることが明白であるため、当然、ど |
| 理由 | のような定期考査内容であればどのような説明を保護者にするのかを事前に定めたものが存在し、校長はそれに従ってそのような指示を行ったものである。３．「作成をお願いできない場合は教科に作成をお願いせざるを得ない」とする根拠がわかる文書について、授業担当者が問題を作成させてもらうことができない場合に、他の教員に代理で作成させることは、職務の割り振りにおいて著しく不公平であるため、正当な根拠もなくこのような強要を行うことは裁量権の逸脱であり、不当なパワーハラスメントであると考えられることから、当然、当該基準を定めた文書が存在することは明白であり、校長はそれに従ってそのような指示を行ったものである。４．当該文書は公文書として作成された以上、組織としての意思決定がなされているのは当然であり、仮にその経緯がわかる文書が存在しないとなれば、校長が身勝手な行為として独断で作成した文書となってしまうため、存在しないことはあり得ない。 |
| 弁明書 | １　単位修得の認定について単位修得の認定にあたっては、学習指導要領において、「学校においては、生徒が学校の定める指導計画に従って各教科・科目を履修し、その成果が教科及び科目の目標からみて満足できると認められる場合には、その各教科・科目について履修した単位を修得したことを認定しなければならない。」としている。また同解説では、「単位の修得の認定は、学校が行うことになっている。これは教師が行う平素の成績の評価に基づいて、最終的に校長が行うということである。したがって、評価の在り方について、教師間の共通理解を図ることが必要であり、また、校長は、教師に対し平素から評価の仕方などについて十分指導し、全体として適切な評価が行われるようにしなければならない。」としている。教員が定期考査等により生徒の学習を評価し、その評価を基に校長が単位を認定する際には、学校として、その妥当性や信頼性の確保や、生徒・保護者に対しての説明責任が求められる。２　本件行政文書を公開決定及び不存在による非公開決定した妥当性について　　審査請求人が情報公開請求を行った１、２、３の行政文書については、作成していないため、管理していない。また４の別添文書（省略）は、学校長が定期考査の問題作成について、審査請求人に対して指導した内容を文書にしたものであり、「組織での意思決定が行われた経緯が分かる文書」に係る行政文書については、作成しておらず、管理していない。なお、公開決定した４のうち「この原本」に係る行政文書については、審査請求人が情報公開請求時に別添とした文書と同じものであるため、他に原本は存在しない。 |
| 反論書 | 「弁明の理由」について、「教員が定期考査等により生徒の学習を評価し」とあるが、この定期考査に際して非常勤講師が行った授業は、校長が不当に偽造した自習課題を配るのみで講義も解説もしていない上に、「時給2860円で何もしなくて良いからラクだ」と生徒に吹聴して文庫本を読んでいるだけの授業であったことが多く |
| 反論書 | の生徒の証言により確認されているため、「全体として適切な評価」がなされているものとは到底言えるものではなく、反論として不適切である。「学校として、その妥当性や信頼性の確保や、生徒・保護者に対しての説明責任が求められる」と書かれているのはあまりに空虚で噴飯ものである。よって不服とするので、適切な行政文書を全部公開すること。 |
| 判　断 | １　本件請求１について　　定期考査に関しては、単位修得の認定との関係を含めて、教務内規において、以下のように定められているが、個別の定期考査問題の基準及び内容について規定はない。　（評価の方法について）　第６条　各学期の評価は、教科・科目の特性に応じて、定期考査の得点・実技を主とする科目における実技点、及び平常点により総合的に行い、教科会議を経て提出する。（以下省略）　（単位の履修・修得について）　第14条　　 二　履修が認定された科目の評定が２以上であれば、科目の単位の修得を認定する。これは、定期考査問題の作成は、個々の教職員により、学習指導要領に沿って、その判断において作成することが認められているのであり、定期考査問題の基準及び内容を、具体的に文書により示すことは困難であると考えられ、これを定めた文書が存在しないことは不合理ではない。２　本件請求２について定期考査の結果は、単位修得の認定に用いられるものであり、定期考査問題は、生徒が、教科、科目の目標を達成しているか否かを評価できるようなものでなければならない。そうだとすれば、定期考査問題は、単位修得の認定との関係で、適当あるいは不適当であるとの評価がなされることがある。もっとも、定期考査問題の内容が適当あるいは不適当であるかは、個別に判断されるもので、その基準及び内容を、具体的に文書で定めることは困難であると考えられるが、校長が、定期考査問題が不適切であると判断した場合、これを作成した担当教職員に対し、単位修得の認定の関係において適したものになるように、指導することができると考えられる。これは、校長が、教職員が行う平素の成績の評価に基づいて、単位修得の認定を行うこととなっており、学校として、定期考査問題の内容の妥当性及び信頼性を確保し、それについて、生徒及び保護者に対して説明責任を負っているところ、校長がこのような職責を果たせるよう、学校教育法第62条で高等学校に準用している同法第37条第４項（以下「学校教育法第37条第４項」という。）において、「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。」と規定している。本件請求の別添（省略）において、「現状では保護者への説明が困難であるので作成されないように」とする対象は、「書写（80点）を含む定期考査」である。 |
| 判　断 | 　　校長は、前記の職責のもと、「書写（80点）を含む定期考査」は、不適切であると判断し、別添（省略）の文書を作成したものと推測されるが、上記１のとおり、定期考査問題の基準及び内容が定められた文書は存在せず、さらに保護者への説明を要するような基準及び内容を定めた文書が存在しないことは、不合理ではない。３　本件請求３について　　学校は、定期考査を実施し、適正に単位修得の認定を行うこと、そのために定期考査問題の内容の妥当性及び信頼性を確保し、それについて、生徒及び保護者に対して説明責任を負っていることから、校長が、担当教職員が適切な定期考査問題を作成していないと判断した場合は、担当教職員以外の教科担当教職員に対し、その作成を依頼することは想定されることである。　　このことは、学校教育法第37条第４項が、校長の校務分掌を定めており、その責務から導かれるものであって、「作成をお願いできない場合は教科に作成をお願いせざるを得ない」とする根拠がわかる文書が存在しないことは、不合理ではない。４　本件請求４について　　学校教育法第37条第４項により、校長には、校務全体を掌握し、処理する権限と責任があり、その必要に応じて、教職員の個々の職務に対して、職務命令を発したり、指導をすることが認められている。　　そうだとすれば、校長が行う校務については、必ずしも、組織での意思決定を要するものでなく、別添（省略）の文書について、組織での意思決定が行われた経緯がわかる文書が存在しないことは、不合理ではない。５　よって、「審査会の結論」のとおり答申する。 |
| 経　過 | ・令和元年10月25日　　 同月21日付け公開請求・同年11月６日　　　　 公開決定及び不存在非公開決定・同月18日　　　　　　　審査請求・令和２年３月27日 　　弁明書・同年４月12日　　　　　反論書・同月22日　　　　　　　諮問 |